

新宿警察署 逮捕時の傷害・医療拒否 国賠訴訟 バレンタイン国賠 控訴審 6 / 29判決へ

1. 事件のあらまし

ナイジェリア出身のバレンタインさんは、03年12月9日に新宿・歌舞伎町で、声をかけてきた男性2名を店へ案内中、「彼らから離れる」との声で逃げたところ、風営法違反の容疑で逮捕された。男性はオト捜査の私服警官だった。彼らの暴行により右足の膝下を粉碎骨折させられた。適切な治療を受けられないまま新宿署留置場に勾留、取調…。10日後の12月19日に処分保留で釈放され、品川の東京入管へ。すぐに入院した荏原病院で、手術しないと歩けなくなると診断され、12月22日に手術。04年2月7日まで入院治療し、さらに05年4月に再入院して1週間ほど治療。それでも右足に障害が残り、今もリハビリのために通院している。

05年8月に、この間の医療費や不当な暴行と勾留の損害賠償を東京都に求めて国賠訴訟を提訴した。警官は逃走時に看板にあたった自傷と主張し、逮捕時の暴行傷害を否定した。最初に診察した警察病院のカルテは保存期間内でありながら見つからないと開示されていない。

07年3月29日、東京地裁民事第44部(杉山正己裁判長)は請求棄却の判決。すぐに控訴して、東京高裁第24民事部(都築弘裁判長)で審理が続き、10年1月29日に結審した。

2. 一審判決の概要

(1) 相互保証はある

国家賠償法第6条(外国人が被害者の場合、相互の保証があるときに限り、これを適用する)については、ナイジェリア連邦共和国憲法第4章などがあり、連邦政府、州政府を提訴ができる。外国人も同じなので、相互保証はある。

(2) 骨折の受傷原因は看板衝突の自傷

骨折は、道路左側の看板金属枠に右膝を激突させたか、はずみでバランスを崩して路面に激突させたことで生じたと田名部警部補が証言。また、当日の深夜に診察・ギブス処置した警察病院樋

口医師はそれにその内容を証言した。

目撃証人は「歌舞伎町の黒人コミュニティの仲間であったこと」で信用できないとされ、釈放後に入院・治療を受けた荏原病院の医師や原告本人の説明は全く採用されなかった。

(3) 身柄拘束中の不法行為は無い

ギブス固定したことは適切な治療であり、移動や留置でも配慮措置したと認定され、違法な処遇、取り調べなどの不法行為はないと判断された。

3. 控訴審が結審した

次頁の表1に国賠・控訴審の経緯をまとめた。当初、新たな証拠を求め、警察が開示していない書面やビデオの文書提出命令申立を行なった。その結果、留置人名簿、留置人診察簿、警察内部で生活安全部長、保安課長への報告が開示され、これまでの東京都の主張と異なる点があった。また、受傷原因について、医師2名による鑑定意見書を提出した。一審判決のように看板に衝突したのであれば、皮膚表面の外傷、開放骨折、膝のお皿の骨折などを伴う可能性が高いことが明らかにされた。暴行については、新たな目撃証人の陳述書も提出された。

第8回弁論で、近くで警官の暴行を見たN目撃証人とT医師の証言が行われた。T医師は外科医の長い経験からX写真の変化やカルテから、骨折が看板衝突ではなく、踏みつけによる可能性が高いことを証言した。最終準備書面が3月末までと指定され、控訴審の終盤と思った。

ところが、期限を過ぎてから東京都は分厚い石山意見書を出してきた。内容は骨折原因は看板衝突で、宙に舞って着地した衝撃だと主張していた。衝撃力の解析は空想としか言いようのないものだった。しかし、石山帝京大名誉教授は高名な鑑定医であり、裁判官が同調する危険もある。高校物理を引用しつつ、丁寧に反論が行われた。

そして、第12回弁論において弁論終結、判決期日は追って指定となった。

表 . 1 バレンタイン国賠 控訴審の経緯

| 弁論 | 期日 | 概要 |
|------|----------|---|
| 第 1回 | 07/7/17 | 控訴趣意書、文書提出命令申立 (警察内部の監査報告、ケガの様子の文書、監視ビデオ) 裁判所指定の医師による鑑定を申請。 |
| 第 2回 | 07/9/25 | 監査報告は通常行われているはず。 逮捕時負傷の内部監査の報告は無い。 法令上、作成する根拠を示すように... |
| 第 3回 | 07/11/20 | 新宿署逮捕時の負傷の記録を文書提出命令申立 (07/10/11)。 申立、取り下げは裁判の遅延行為では...。 甲59について、もっと詳細なものの提出を... |
| 第 4回 | 08/2/12 | G目撃証人が帰国し、N目撃証人申請 留置人名簿と診療簿はあるが開示できない。内部報告はない。 勾留中の不法行為に関連するので提出して欲しい、インカメラ方式になる...。 T医師の主張を書面で提出するように、また、都の求釈明も文書で提出を... |
| 第 5回 | 08/5/22 | 都は準備書面(2)で無いと、(3)であると変更したことになりますか。 変更していない、宛先が監察部門でなく、主管部長ということ。 それでは主管部長あての報告書の提出を...。 任意で出してもらえるか、検討を。 |
| 第 6回 | 08/7/8 | これまでの準備書面は断片的、弾劾的ですから、事実関係をまとめた主張を提出してほしい。 村山警視の証人申請をしたい。 主張を固め、しっかりした準備書面の作成を...、証人の判断はその後に... |
| 第 7回 | 08/10/28 | 準備書面で、受傷原因、身柄拘束中の不法行為の主張がまとめられた...。 立証に入り、目撃者N ,受傷鑑定したT医師を次回証人調べを決定。 |
| 第 8回 | 09/1/27 | 証人尋問 N証人が暴行の様子などを証言。ヤクザによる暴行と思ったら警官だと言っていた。逐次通訳により、主、反対尋問を合わせて1時間程。 T医師は、逮捕直後と釈放後入院時のX線写真などから、足を強く踏まれて起こる骨折の可能性がある、看板衝突や地面衝突では起きにくい。この状態で勾留は酷い。ベッドで安静にすべきだったと証言。 |
| 第 9回 | 09/4/21 | 双方に、まとめの準備書面を、09/3/31までに提出するよう求められている。 |
| 第10回 | 09/7/21 | T医師の意見書と証言に反論する石山意見書を提出。看板衝突ではなく、新たな受傷原因を主張する内容。証人申請。 時期を失した反論であり、却下すべき。また、T医師の反論意見書を提出。 これまで丁寧に調べてきた、専門家の論争で決着させたい。 |
| 第11回 | 09/10/6 | 証人尋問 石山帝京大名誉教授は膝内部の粉碎骨折が看板衝突では考えられず、宙を舞って着地した時の衝撃と証言。(衝撃の力を算出した式は補充書で修正されたが物理学的な常識とはかけ離れた仮定が多く含まれている) 双方の主張が全く異なる。これまでの証拠を検討し、判決を用意したい。最終の準備書面を09/12/25までに出して欲しい。 |
| 第12回 | 10/1/19 | 準備書面の提出が遅れたため、結審予定だったが決められない。 田名部警部補を証人申請したい。 却下。 この段階で弁論終結、検討して何かあれば1月末までに再開を通知。 |
| 第13回 | 10/6/29 | 判決 (10/6/24に期日指定の連絡) |

注) 原告(控訴人)代理人、東京都代理人、裁判長ほか、証人